

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、及び変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。この場合、積立定期預金等に預入れられる個別の各定期預金を含みます。）
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当組合の本店で預入れ又は払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金の預入れは、一口100円以上（ただし、中間利息定期預金の場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当組合所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約又は書換継続は当組合の本店で取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当組合に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当組合に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻し又は定期預金の解約、この取引以外の定期預金への書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。

- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当組合所定の日に、普通預金に組入れれます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合及び中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求又は各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金に入金のうえ払戻し又は自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）又は500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れ又は振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について500万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。

なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

- (3)① 貸越金の担保となっている定期預金について解約又は（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額又は（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日に、

1 年を 3 6 5 日として日割計算のうえ普通預金から引落とし又は貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2 年以上」の利率に 0 . 5 0 % を加えた利率

B 自由金利型定期預金（M 型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利定期預金（M 型）ごとにその約定利率に年 0 . 5 0 % を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0 . 5 0 % を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0 . 5 0 % を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。

(3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 1 4 . 0 %（年 3 6 5 日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳又は印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

- (1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この取引の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いたします。

12. (即時支払)

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

④ その他債権の保全を必要とする相当の理由が生じたとき

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

なお、総合口座定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（又は通帳）を発行します。

- (2) 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止し又は貸越取引を解約できるものとします。

14. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取り扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知及び所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息及び損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかる一切の権利及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。

- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾するときは、当組合所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金の新極度額を超えることとなる場合は、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めのあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2 0 2 5 . 5 . 1 現在)